

おもて倶楽部

No.175 令和4年5・6月号
発行日 令和4年5月1日
発行者 税理士法人 表会計事務所

「小さな改善を実行し続けること」

上場企業の3月決算発表が本格化してきました。信越化学・日立・キーエンス・日本電産などは過去最高益とのことで、従来より高収益企業と言われているところは、変わらず良い業績となっており、原料高を価格に転嫁できる様々な強みを持っているんでしょうね。

一方で、北陸電力は原料高の影響で過去最大の赤字決算となったようですが、値上げは行わないという方針を発表しております。それはそれで立派かなとも思います。我々がお客様のところへ訪問した際に、他の企業さんの業況はどうかということをよく聞かれます。中小零細企業の業況はどうかということです。

結論から申し上げますと、大企業と一緒に様々という状況です。(コロナ感染症の影響が直撃している一部業種は除きますが)

企業経営に規模の大小はあまり関係ないというのが率直な感想で、良い取り組みを継続している企業は業績に多少の変動はあっても健全な経営を維持しているように思います。

現状は、人が来ない、物が来ないという状況に苦戦している企業が多いですが、どんな企業にも改善の余地はあるものです。足元の小さな改善を実行し続ける企業が生き残っていくのではないのでしょうか。

他社の良い取り組み事例を皆様にお知らせできれば良いなと考えています。考えて、考えて、実行していきましょう。

(所長：税理士 本野 智之)

簡単な

決算書の読み方

第4回

『キャッシュ・フロー計算書』を読み解く

今回は、「キャッシュ・フロー計算書を読み解く」です。C/F(キャッシュ・フロー)は、その名の通り会社の現金の流れを見るための試算表です。発生主義で書かれたP/L(損益計算書)ではわからない実際の現金の流れを見ることができます。

キャッシュ・フロー計算書(C/S)

・営業キャッシュ・フロー：営業活動による現金の流れ

プラスの時
営業活動により現金が増加している状態

マイナスの時
営業活動により現金が減少している状態

・投資キャッシュ・フロー：会社の将来への投資活動の有無

プラスの時
固定資産、有価証券などの売却により現金が増加している状態

マイナスの時
固定資産、有価証券などの取得により現金が減少している状態

・財務キャッシュ・フロー：会社のお金の貸し借りの流れ

プラスの時
借入により現金が増加している状態

マイナスの時
借入金の返済により現金が減少している状態

C/F(キャッシュ・フロー)から会社の**収支状態**を見る。

フリーキャッシュ・フローを見る

フリーキャッシュ・フローとは(営業キャッシュ・フロー)から(投資キャッシュ・フロー)を引いた数字

プラスの時 → 単年の営業活動により増加した現金で設備投資を実施している状態

マイナスの時 → 期首に保有する現金や借入金を活用し設備投資を実施している状態



免税事業者とインボイス制度



Q 当社は免税事業者ですが、インボイス発行事業者の登録を受けなければならないのでしょうか？

課税事業者

免税事業者



A 登録を受けるかどうかは、事業者の任意になっています。どちらが良いのか確認、検討して決めてください。登録事業者になることは課税事業者になるということです。下記のこと判断の参考にしてください。



Point 1

インボイス制度で何が変わるのか？

消費税の原則 → 売上にかかる消費税から、仕入れにかかる消費税額を控除し(仕入税額控除)その差し引き税額を納税する。

インボイス制度では、この仕入税額控除のために買手はインボイス(適格請求書等)を保存する必要があります。売手はインボイスを交付するためにインボイス発行事業者としての登録を受ける必要があります。現在は、帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となっています。

Point 2

インボイス制度の実施後も免税事業者でも取引に影響がない場合

売上先が一般消費者である場合

一般消費者は消費税の申告を行わないのでインボイスを必要としないため。



Point 3

売上先が事業者(一般消費者以外)の場合はどんな影響があるのか

売上先の事業者は仕入税額控除ができないことになります。

つまり、インボイス発行事業者からの仕入れと比べ消費税の納付額が大きくなります。ただし、経過措置があり制度開始後6年間は仕入税額の一定割合を控除できます。

【経過措置】
制度開始後6年間
一定の割合で控除
一定割合
R5.10~R8.9:80%
R8.10~R11.9:50%

Point 4

登録を受ける場合はどんな手続きが必要なのか

登録を受ける場合にはまず、課税事業者を選択し届出を提出しなくてはなりませんが、経過措置もあります。(下図参照：国税庁リーフレットより)

(1) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)

(例) 12月決算の法人で、令和5年10月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。

| 令和4年12月期 | 令和5年12月期 | 令和6年12月期 |
|----------|-------------------------|------------------------------------|
| 免税事業者 | 免税事業者 | 適格請求書発行事業者(課税事業者) |
| | 登録申請書の提出期限(令和5年3月31日) ↓ | 登録日(令和5年10月1日) |
| | | 登録日以降は課税事業者となりますので、消費税の申告が必要になります。 |

(2) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

(例) 12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。

| 令和4年12月期 | 令和5年12月期 | 令和6年12月期 |
|----------|--------------------------|-------------------|
| 免税事業者 | 免税事業者 | 適格請求書発行事業者(課税事業者) |
| | 登録申請書の提出期限(令和5年11月30日) ↓ | 登録日(令和6年1月1日) |

担当者より

登録事業者になると請求書や領収書に「インボイス」として必要な項目を付け加えなくてはなりません。

また、売上先に交付したインボイスの写しの保存が必要となります。

さらに、帳簿書類について原則7年間の保存が義務付けられます。その他の詳細は、担当者にご確認ください。(担当：吉田 賢太郎)



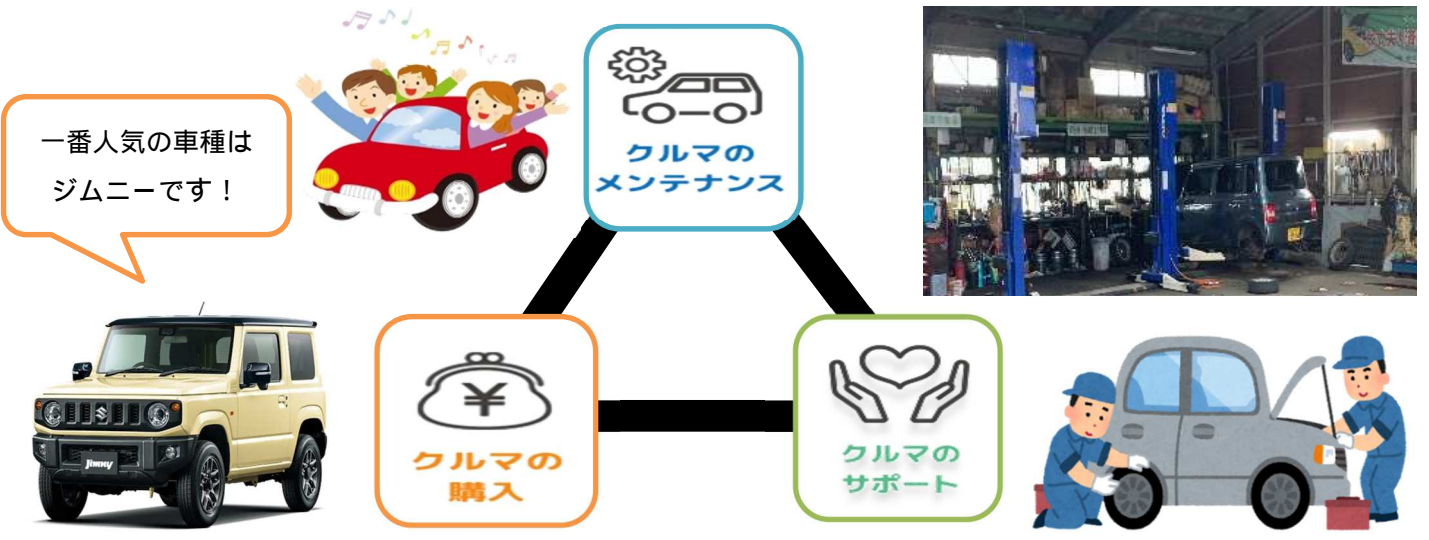
有限会社 島崎自動車 さん

を 紹 介 し ま す



今回は小松市にある島崎自動車さんをご紹介します。国の認可を受けた指定自動車整備事業者として来年創業50年をお迎えになります。個人のお客様だけでなく、沢山の法人のお客様の車両もメンテナンスされており、豊富な経験と知識、確かな技術で大変好評を得ています。社長はじめ社員の皆さんは、「迅速かつ丁寧な仕事」「きめ細やかな心配り」をモットーとされています。

定期的な点検を行うことで不具合を早期発見し、すぐ修理することで故障のリスクが低減できるので、より長く車を愛用することができます。部品の交換や修理の必要性がある場合は、説明のうえ作業を行っています。もし気になる所がありましたら早めに相談するといいですね。



中古車だけでなく新車も取り扱っていて、車の好み、車内の広さ、燃費、予算や買取・下取価格など車を購入する上での悩みには何でも相談に乗ってくれます。支払いについても柔軟に対応しており、皆様の楽しい車選びをお手伝いさせていただきます。



担当者より○ 私たちにとって車は生活必需品です。お近くの方はぜひ一度車のプロにみてもらってはいかがでしょうか。(担当：高木 麻衣)

自動車保険のスペシャリストがお客様に合った自動車保険を提案しています。自動車保険の他にも火災などの損害保険、がん保険や医療保険などの生命保険も取り扱っているそうです。新規加入はもちろん既加入の保険の見直しも可能でお客様の暮らしをしっかりとサポートしてくれます。万が一の事故があった際には、24時間 365 日いつでも対応してくれるそうですので安心ですね。

有限会社 島崎自動車
 住 所：小松市矢田野町テ7番地
 TEL：0761-43-0515
 FAX：0761-43-1416
 営業時間：8：30～18：30
 定休日：日曜日・祝日



5月・6月の税務と行事



| 表会計休業日 | | | | | | | 日曜日・祝祭日 | | | | | | |
|--------|---|----|----|----|----|----|---------|--------------------------------|----|----|----|----|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | | | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 29 | 30 | 31 | | | | | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | | |
| 10日 | 源泉所得税の納付(毎月) | | | | | | 10日 | 源泉所得税の納付(毎月) | | | | | |
| 31日 | 3月決算法人の確定申告 9月決算法人の予定・中間申告 自動車税、軽自動車税納付 | | | | | | 30日 | 4月決算法人の確定申告 10月決算法人の予定・中間申告 | | | | | |

連載中 励ましと自省の言葉

会長(表征史)の連載です。会長の覚書の中からの言葉を紹介しています。

記憶というものは面白いものですね。覚えようとしてもなかなか覚えることができないのに、遠い昔に聞いた一言がなぜかしら忘れることなく記憶の片隅にいつも残っています。

“光明に背面なし” 太陽の光に裏も表もない
 “白露の己が姿をそのままに、紅葉に置けば紅の玉”
 “如何におわしますかは知らねども 唯、有難さに涙あふるる”

人間の持つ純情素直さ、慈悲の心、命の尊さを詩っていると教えられました。

二十歳の時、会社の送別会の時の詩。
 “命だに心にかのうものなれば、なんで別れが悲しからまし”

同じく二十歳くらいに知った詩。
 “わが胸の燃える思いにくらぶれば、煙は薄し桜島山”

八十歳の今日思うのは、“人身受け難し、今命あること有り難し”

ウクライナ戦争で尊い人命が、国のエゴイズムという人の持つ醜い欲望の中で失われています。生きたくても生きられなかった人たちに、私たちは何をすべきか深く考える日々でもあります。

黙祷。(会長：税理士 表 征史)